

KOCHI 2013 ROTARY 2014 CLUB SINCE 1937



2013-14年度国際RIテーマ

週報



Weekly report 第3158回 2014年1月21日 2014年1月28日発行

● 会長挨拶



皆さんこんにちは。毎日寒い日が続いていますが、インフルエンザや風邪を引かないように、また、ノロウイルスも、ちょっとしたことから1000人規模の患者が増えるということで、十分健康には気をつけていただきたいと思います。

ダイエー跡地の建築は、大きな重機が入ってどんどん進んでいます。また、ダイエーさんの東側の角に駐車場がありますが、今度はそこにK'sカフェが入り、ほにやさんがフランチャイズでコンビニに参入してくるということです。商店街は時代によって、いろいろ変化してきます。高度成長時代は専門店が多かったのですが、郊外に大型店ができ、専門店もだんだんとそちらに流れていきました。その後、パチンコ屋や携帯電話の会社が商店街の中に多くできましたが、それが、少しずつ落ち着いてきた。そして、ここ数年はコンビニがたくさん出店し始めました。ファミリーマートが来たと思ったら、ローソ

ン、スリーエフ、ひろめ市場の前にもファミリーマートが来るそうですし、中納言の前にはローソンがあります。コンビニは500mに1店で成り立っていくそうですが、高知ぐらいの市場で、500mどころか200mぐらいに1店で、果たして成り立っていくだろうかと思えます。これに、再来年にはセブンイレブンが高知に参入してくるということですので、本当に陣取り合戦が激化して、飽和状態になった後はどうなるだろうかと心配します。過度な競争ではなくて、みんなが成り立つようにしないとまちづくりが崩れてしまうような気がしてなりません。

本日は、岡本光浩会員に「相続が争続にならないために」と題して、卓話をお願いします。興味深いお話が聞けると期待しています。

2月15日に須崎で開催されるIMへ、現在173名が登録しています。まだまだ登録も受け付けますが、既に登録している方は欠席することのないようにお願いします。

メールボックスに世界大会の案内を入れています。本日、例会終了後にJTBの担当の課長さんが来てくださいますので、説明を聞いてぜひツアーが成り立つように、ご協力をお願いします。

高知クラブが心を1つにして支える 関 裕司ガバナー

【超我の奉仕 Service Above Self】

自己の為に利益を得ようとする欲望と、他人に奉仕をしようとする義務感と、それに伴う衝動から起こる心の争いを和解させようとするロータリーの根本的な理想を効果的に表現しているものとしてロータリー文献等でよく用いられる標語。

1月12日 第2回長期交換派遣学生オリエンテーション



■本日のプログラム [1月28日]

会員スピーチ

(株)帝国データバンク高知支店長

泉田 優 会員

「事例に学ぶダイバーシティ経営」

会 長	広 末 幸 彦
副 会 長	西 山 彰 一
幹 事	前 田 道 雄
副 幹 事	吉 澤 文 治 郎
会報責任者	小 笠 原 晃 男

● **ロータリーソング** 「我らの生業」

● **今週のピアノ曲** 「エターナリー」 作曲：Chaplin

ピアノ演奏：山内るり会員



● **新世代活動委員会より**

第38回ロータリー少年少女キャンプの申込案内が来ています。3月26日から30日まで、神戸YMCA余島で開催されます。小学3年生から高校3年生まで、100名となっています。締切は2月21日まで事務局へお願いします。

● **幹事報告**

- ・フィリピン台風被害に対する義捐金を、2670地区より500万円、日本全体では5450万円を送金しました。
- ・2月18日、ロータリー創立夜間例会での卓話は関ガバナーから千頭直前会長に変更になりました。

● **会員スピーチ**

相続が争続にならないために

明治安田生命高知営業支社長 岡本 光浩 会員

来年の1月1日から相続税の基礎控除が改正になるという状況を踏まえて、明治安田生命では昨年「相続セミナー」を開催して、相続に対して3つの遺産分割対策をお話しています。1つは納税資金対策。10カ月以内に現金で納めないといけませんので、そのお金をどうやって準備するのか。2つ目が税負担軽減対策。いわゆる節税で、できるだけ相続税額を減らしていこうというものです。今日は、3つ目の遺産分割相続に焦点を当ててお話をしたいと思います。全国の家庭裁判所における相続に関する裁判数は、年々増えていて10年前から比べると約1.9倍。相続税制が改正される来年からは、さらに増えていくだろうと言われています。そのもめている7割以上が5000万以下、基礎控除の範囲内の人たちが問題になっています。昔は、長男が家督を継ぐため家や土地、お金などは長男にということで、他の兄弟も文句を言わなかったのですが、最近では、兄弟は公平に、法定相続割合に即して分けていかなければいけない時代になっています。とは言うものの、よくあるケースとして子どもが長男、長女の2人、相続財産は自宅だけで現金がない場合、長女は嫁に行っているから自宅



は長男に。では長女には何をということ、長女の旦那さんなどから横やりが入って、見合ったお金をよこせといったことで、仲の良かった兄妹が争うことになるケース。あるいは子どもが4人、相続人がたくさんいる場合。それぞれ、思いは別で全員が分配方法を合意しないと遺産分割協議はまとまりません。また、隠し子がいたり、行方不明の子がいる、海外へ行って帰ってこないなどといった場合も、全員の印鑑が揃わない限りは遺産分割協議はまとまりませんので、裁判になったり弁護士が入って長期化することになります。

相続に対して一番有効なのは遺言です。大きく分けて、公正証書遺言、自筆証書遺言の2つがあります。公正証書遺言は、公証役場に行き公証人に作ってもらうもので、手間と時間とお金はかかりますが、家族に遺言は公証役場に置いてあるとっておくだけで、亡くなったあとはデータ検索で出てきます。つまり、家族に内容を見せることなくきちんと自分の意思を残すことができるわけです。2人の証人が必要ですが、友人や親類で証人になる人がいない場合、日給1万円で、第三者の証人のアルバイトがあるそうです。自筆証書遺言は、簡単にできて秘密にできて費用もかかりませんが、置く場所に困るし、もし亡くなった後に遺言を見つけられないというデメリットもあります。現在、70歳以上の方で遺言を作成しているのは、わずか3.8%、いずれ書くつもりが41%で、なかなか遺言書作成は浸透していないのが現実です。



相続が発生すると、相続人の間でまとまらなくても10カ月以内に全てを終わらせて相続税は納めないといけません。相続財産を確定させ、借金の有無、相続人の確定、隠し子はいないか、養子かどうかといったことの確認。相続放棄、限定相続を決めた後、遺産分割協議を法定相続人で進めます。全員の同意印鑑がないと、自宅を長男が相続する時の評価権や奥さんは財産の半分までは非課税であるといった特典が使えなくなりますので、もめると大変です。

もし、万が一の場合、その方の財産を特定するために銀行口座や株券等々、全て凍結されて一切手をつけることができなくなります。お金はたくさんあっても分割協議でもめてまとまらない。10カ月後に相続税を払わないといけないが銀行は凍結されて現金がない。といったことになり兼ねませんのでいかにもめないようにするかが非常に大事になってきます。相続税は一括現金払いです。それが不可能で延納の場合は担保が必要で、さらに利子がかかります。物納という選択肢もありますが、実際に物納できる財産は限られています。

そこで、我々生命保険会社が少しお役に立つところです。生命保険は保険金の受取人を指定できます。相続財産は一旦凍結されますが、生命保険金に関しては、手続きすれば1、2週間で受取人に届きます。これが、相続をする上で非常にメリットであるということです。例えば、自宅が3500万、預貯金が500万、計4000万の財産を長男、長女で分ける場合、法定相続割合でいうと2000万ずつ平等に分けなければいけない。けれど、家を半分にするわけにもいかないといった時

に、受取人を長女にして生命保険に入っておくと、長男が自宅を相続して現金は長女が相続、差額の1500万を保険金として長女に渡すことによって、もめ事を回避できます。また、生命保険には死亡保険金500万×法定相続人数の非課税枠があります。今こういった形態の保険が非常によく売られています。自宅や不動産等、切り分けることのできないものに見合った部分を代償交付金という形で、兄弟に渡せる準備をしておくことが、相続が争続にならないための必要な対策になると思います。ただし、ここで注意していただきたいのは、今、相続が発生した後、3人に1人に税務調査が入り、そのうち、81.6%が指摘を受けています。その指摘のほとんどがこの名義預金で、一括贈与とみなされて贈与税がかかるといったケースが非常に多くあります。贈与というのは、お互いが承諾していないと認められないという考えがあり、上げますよ、もらいますよというのが大前提で、通帳も印鑑も本人（子ども）が管理していることや全く使わずに置いておくと名義預金として、課税が発生しますので、この辺はご注意くださいと思います。

人が亡くなると100近い手続きが必要になり、残された方は大変ですので、どうしたいのかという意思を残しておくことが重要です。その意思を整理するための「私のエンディングノート」というものがあります。このノートは、費用もかかり法的効力があり遺産の分け方を決める遺言とは少し趣が違い、思いや情報を伝えるもので形式や法的効力はありません。こういったものを活用されることもいいのではないかと思います。



◇ 例 会 変 更 ◇

高知ロイヤルRC	2月 4日	夜間例会(旭)	高知中央RC	2月 6日	夜間例会(城)
高知東RC	2月12日	夜間例会(阪)	高知RC	2月18日	夜間例会(三)
高知北RC	2月24日	例会変更(三)	高知南RC	2月27日	夜間例会(阪)
高知西RC	2月28日	夜間例会(三)			

※サインメーカーキャップのできるホテル (三)… 三翠園 (城)… 城西館 (阪)… ザクラウンパレス新阪急高知 (旭)… ホテル日航高知旭ロイヤル

 **ニコニコ箱**

竹内 克之 アンコールワットでお正月を迎え、帰国すると1月4日、女房の誕生日にきれいな花が届いていました。ありがとうございます。ニコニコします。

松岡 宣明 本日の卓話、税理士が生業の小生にも大変勉強になりました。ニコニコします。



◇ 出 席 率 ◇

	総数	出席	欠席	メイクアップ	出席率
1月21日	(-8)87	55	18	6	77.22
1月 7日	(-9)87	57	7	14	91.03



● 累計額 [1月21日現在]

ニコニコ箱	608,500 円	ロータリー <small>さんさん</small> 燦燦基金	73,631 円	ポリオ募金	242,900 円
-------	-----------	--------------------------------	----------	-------	-----------

■ 次週のプログラム [2 月 4 日]

ゲストスピーチ
高知よさこい情報交流館 館長
佐伯 泰典 氏
「第60回よさこい祭り記念大会を終えた
高知よさこい情報交流館と今後の歩み」

創 立 昭和12年10月
例 会 日 火曜日 12:30~13:30
例 会 場 三翠園ホテル TEL(822)0131
事 務 局 高知市本町3丁目2-15 高知新聞放送会館1階
TEL(824)8660 FAX(824)2529
HPアドレス <http://www.221.ne.jp/kochirc/>